

事業経過

年 月 日	事 項	内 容	農用地開発事業制度の推移	
			年 月 日	内 容
昭和 44～47	地区調査	調査費74,100千円	昭和 44. 2. 10	開田抑制（第1次）
			44. 7. 11	地目変換事業の導入 「土地改良法施行令」改正
			45. 2. 10	開田抑制（第2次）
			45. 12. 10	開拓パイロット事業と草地改良事業の統合
			46. 7. 1	国営草地開発事業の採択基準緩和
48. 4. 24	基本計画決定		48. 2. 8	附帯事業の制度化（新3号） 「土地改良法」の一部改正
48	全体実施設計	予算額25,000千円		
49. 10. 7	変更基本計画決定	総事業費4,600百万円	49.	農用地開発公団法の制定
49. 10. 21	申請	土地改良法85条1項		
49. 11. 1	事業所開設	塩谷郡喜連川町に設置		
50. 1. 25	適否の決定	土地改良法86条1項		
50. 1. 31 ～2. 24	公告縦覧	〃 87条4項		
50. 3. 12	確定	〃 87条4項		
50. 3. 17	改良区設立	塩那台地土地改良区		
50. 5. 30	起工式			
51. 8.	幹線道路着工		51.	特別会計制度の拡充 「土地改良法」「施行令」の一部改正
			51.	国営農用地開発事業の採択基準の緩和
			51.	国営草地開発事業の採択基準の緩和
53. 12.	幹線水路着工		53.	「特土地帯」の後進地域補助率の引上げ
56. 9.	福原揚水機場着工			
56. 9.	吐出水槽着工			
57. 3. 1	河川協議	那珂川水系簗川及び江川における水利使用に関する河川法第23条、第24条、第26条、及び		

		第55条第1項について 同法第95条の協議について ①最大取水量1.00m ³ /S ②許可期限平成3年3月31日 ③かんがい面積 水田 794ha 畑 659ha ④年間総取水量 3,830千m ³		
58. 4.	取水開始			
59. 11.	1号調整池着工		60.	特別会計制度の拡充 「土地改良法施行令」の一部改正
60. 11.	3号調整池着工		61.	特別会計制度の創設 「土地改良法施行令」の一部改正
61. 3.	農地造成完了			土地改良施設管理設備修繕事業の創設
61. 10.	9号調整池着工			
61. 10.	末端畑地かんがいに着手			
61. 11.	6号調整池着工		62.	土地改良施設維持管理適正化事業の拡充
60. 11.	11号調整池着工		63.	土地改良事業償還円滑化特別対策事業の創設
62. 9.	10号調整池着工			農道離着陸場整備事業の創設
63. 10.	7号調整池着工			
63. 11.	8号調整池着工			
平成 元. 3. 24	第1回計画変更決定	土地改良法87条3	元	国営農地再編パイロット事業 国営総合農地防災事業の創設 国営農地開発事業の廃止
元. 3. 25 ～4. 17	〃 縦覧	〃 〃 第5項		
元. 5. 3	〃 確定	〃 〃 第3項		
		総事業費15,600百万円		
元. 9.	4号調整池着工			
元. 11.	5号調整池着工			
2. 12.	共同工事の受託	国営塩那台地土地改良事業と農村総合整備モデル事業との共同事業に関し、協定を締結		
3. 11.	2号調整池着工			
4. 10.	完工式			
5. 3.	事業完了			